石川県公立大学法人

平成25年度業務実績に関する評価結果

平成26年9月

石川県公立大学法人評価委員会

I 全体評価

中期計画の達成に向け、おおむね順調に実施していると認められる。

石川県立看護大学及び石川県立大学は、昨今の大学を取り巻く厳しい状況にあって、これまで以上に学生や県民に支持される大学となるため、教育、研究及び地域貢献に係る使命を果たすべく、平成23年4月、1法人2大学からなる石川県公立大学法人に移行した。

石川県公立大学法人は、第1期中期目標期間(平成23年度~平成28年度)において、学生満足度の高い教育の提供、地域貢献活動の推進、広報活動の充実及び弾力的・機動的な運営等を柱に掲げ、大学法人の基盤整備に向けて、計画的に業務に取り組んでいるところである。

平成25年度は、第1期中期目標期間の折り返しとなる重要な時期であるとの認識に立ち、理事長及び学長を中心とした迅速な意思決定並びに大学法人の円滑な運営体制の確立に重点を置いたところであるが、それらについてはおおむね達成されたものと判断できる。

石川県立看護大学では、社会人としての基礎力育成を図るため、能登での民 泊交流を取り入れるなどフィールドワーク科目を充実させた。また、異学年交 流やサービスラーニングを一層推進するとともに、ボランティア活動等の科目 を次年度から開講することとした。

地域貢献活動としては、かほく市や能登町との連携事業(「かほく市発へルスプロモーション事業」や「来人喜人里創りプロジェクト事業」)を引き続き実施したほか、近隣市町のニーズを把握した事業計画を策定しており、今後、人材育成と地域づくりを通して社会の発展に大きく貢献することが期待される。

石川県立大学では、「ポケットゼミ」の実施に加え、能登島での農業体験や 輪島での民泊など地域交流を通して、学生が主体的に専門を学びかつ専門分野 に係る様々な課題に取り組むことが出来るフィールドワークを実施した。

地域貢献活動としては、県内企業と連携して食品加工等の研究開発を進める 一方で、公開セミナー「日本海イノベーション会議」等を開催し、大学の研究 成果を広く公表するとともに地域ニーズに沿った活動に取り組んでいる。今後、 人材育成と地域が抱える課題解決及び産業振興に向けてさらなる貢献が期待 される。 また、今後の中長期的な将来構想の策定を行うため、「大学のあり方検討委員会」を設置し、検討を開始した。

大学法人の年度計画全体としては、年度計画の事業項目である269項目について、おおむね順調に実施されており、評価委員会が実施した項目別評価においても、全項目がA評価(計画どおり進んでいる)となっている。

以上のことから、平成25年度の業務実績の全体としては、中期計画の達成に向け、おおむね順調に実施している状況であると認められる。

業務実績評価の全体評価としては以上であるが、大学等の高等教育機関を取り巻く環境を踏まえ、評価委員会は、次のとおりの参考意見を付す。

国立大学の法人化と公立大学法人制度が施行され、10年が経過した今日、およそ780からなる国公私立大学は、それぞれの設置の理念・精神や沿革・歴史を超えて、法人という共通のプラットフォームのもとでの活動が期待され、また要求されている。石川県公立大学法人においては、地方公立大学として県民の負託に応えるためにも、高等教育全体に係る昨今の状況を認識し、特に次の事項について対応しておく必要がある。

国の新成長戦略は、新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成に向けて、農林水産業の展開と健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供を構想している。また、大学にあっては、グローバル人材の育成、革新的な科学技術の創成、地域イノベーションの拠点としての活動が目論まれている。生物生産系及び看護福祉系の専門分野を守備している石川県公立大学法人にあっては、成長戦略における大学の役割を、国と地方の関係として捉えておく必要がある。

中央教育審議会大学分科会の審議まとめ「大学のガバナンス改革の推進について」は、このような大学の使命達成に向けた機能強化を意図するものである。 石川県公立大学法人にあっては、学校教育法及び国立大学法人法の改正を踏まえ、大学運営における理事長及び学長のガバナンス改革を一層推進する必要がある。

なお、社会的に大きな関心事となっている研究活動の不正行為は、不正経理 の問題は言うに及ばず、データや結果のねつ造や改ざん、アイデアや解析方法 の流用及び不適切な論文の記述や流用、さらには論文の重複発表まで多岐にわたる。知の創造と人材育成を本来とする大学等にあっては、「不正のもとでは 創造も育成もない」の信念をもって、教育研究の活動に取り組まれたい。

Ⅱ 項目別評価

1 石川県立看護大学の教育研究等の質の向上に関する目標

評価 A 計画どおり進んでいる。

年度計画に記載の94の小項目のうち、8項目が「Ⅳ(年度計画を上回って実施している)」、86項目が「Ⅲ(年度計画を順調に実施している)」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

平成25年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 社会人としての基礎力育成を図るため、能登での民泊交流を取り入れるなどフィールドワーク科目を充実させたほか、異学年交流やサービスラーニングをより一層推進するため、ボランティア活動等を単位化した科目を次年度から開講することとした。
- 〇 専門看護師の実践能力の向上のため、臨床現場での実習を充実する等、教育課程の単位数を増やすこととした。
- 2 石川県立大学の教育研究等の質の向上に関する目標

評価 A 計画どおり進んでいる。

年度計画に記載の84の小項目のうち、7項目が「Ⅳ(年度計画を上回って実施している)」、77項目が「Ⅲ(年度計画を順調に実施している)」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

平成25年度の実績のうち、次の事項が注目される。

○ 学生の自主的な学習意欲の向上を目的とした「ポケットゼミ」や能登島での農業体験や輪島での民泊など地域交流を通して学生が主体的に専門に係る課題に取り組むことが出来るフィールドワークを実施した。

- 地域貢献活動の推進のため、「日本海イノベーション会議」等を実施し、大学の研究成果を広く公表し地域ニーズに沿った活動を実施した。
- 〇 今後の中長期的な将来構想の策定を行うため、「大学のあり方検討委員会」 を設置し、検討を開始した。
- 3 業務運営の改善・効率化に関する目標

評価 A 計画どおり進んでいる。

年度計画に記載の38の小項目のうち、2項目が「Ⅳ(年度計画を上回って実施している)」、36項目が「Ⅲ(年度計画を順調に実施している)」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

平成25年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 〇 昨年度、石川県公立大学法人評価委員会から提言された、旅費の計算事務 の集約化を平成26年度から実施することとした。
- 石川県立看護大学において、看護職者の人材育成、キャリア形成を支援する中核拠点として「看護キャリア支援センター」を設立した。
- 石川県立大学において、キャリア教育と就職支援を一体的に推進するため 「キャリアセンター」を設立した。
- 4 財務内容の改善に関する目標

評価 A 計画どおり進んでいる。

年度計画に記載の23の小項目のうち、2項目が「Ⅳ(年度計画を上回って実施している)」、21項目が「Ⅲ(年度計画を順調に実施している)」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

平成25年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 〇 積極的に外部資金の獲得に努め、石川県立大学においては、公益財団法人 発酵研究所の研究助成による寄附講座を開設した。
- 〇 志願者の増加に向けた取組みとして、石川県立看護大学では、オープンキャンパスの回数を増やす等、充実を図ったほか、学生を活用した広報の充実を図った。
- 〇 石川県立大学では、外部専門家を活用して広報戦略を見直したほか、広報 誌のリニューアル等を行い広報の充実を図った。
- 5 自己点検評価及び当該状況に係る情報提供に関する目標

評価	А	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の2の小項目がともに「Ⅲ (年度計画を順調に実施している)」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画 どおり進んでいると評価できる。

平成25年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 〇 石川県立看護大学は、平成24年度に実施した認証評価機関(公益財団法 人大学基準協会)による評価における指摘事項に関して改善を行った。
- 〇 石川県立大学は、平成22年度に実施した認証評価機関(独立行政法人大学評価·学位授与機構)による評価に基づき、引き続き改善を行った。
- 6 その他業務運営に関する目標

評価	Α	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の28の小項目のうち、1項目が「Ⅳ(年度計画を上回って実施している)」、27項目が「Ⅲ(年度計画を順調に実施している)」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

平成25年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 〇 両大学ともに、教育環境改善のために学生に対するアンケートや、教員と 学生との懇談会を実施し、学生ニーズの把握に引き続き努めた。
- 産学・地域連携のための取組みとして、石川県立看護大学では、かほく市 や能登町における住民の健康づくりを目的とした地域貢献事業を継続して実 施したほか、かほく市と宝達志水町の大学に対するニーズを把握し、地域貢 献計画を策定した。
- 〇 石川県立大学では、研究シーズ集の発行、シーズ発表会、展示会への出展 などの活動を行ったほか、親子農場観察会や農業支援活動等を引き続き実施 した。

(参考) 項目別評価結果の一覧表

項目名		評価
1	石川県立看護大学の教育研究等の質の向上に関する目標	А
2	石川県立大学の教育研究等の質の向上に関する目標	А
3	業務運営の改善・効率化に関する目標	А
4	財務内容の改善に関する目標	А
5	自己点検評価及び当該状況に係る情報提供に関する目標	А
6	その他業務運営に関する目標	А

石川県公立大学法人業務実績評価実施要領

平成24年 3月21日 石川県公立大学法人評価委員会決定

1 趣旨

石川県公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)が行う石川県公立大学 法人(以下「法人」という。)の業務の実績に関する評価に関し、必要な事項を定める。

2 評価方針

- (1) 大学の教育研究の特性及び大学の自主性や自立性に配慮しつつ、法人が適正かつ効率的に運営されるよう、法人の業務運営の改善や向上に資するものとする。
- (2) 法人運営の透明性の確保に資するよう、法人の各事業年度の業務運営に関する計画 (以下「年度計画」という。)の進捗状況や中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)の達成に向けた取組の成果を明確に示すものとする。
- (3) 法人がより魅力ある大学とするために実施する特色ある取組や工夫に対して、積極的に評価を行うものとする。
- (4) 評価に関する事務が、法人の過重な負担とならないよう配慮するものとする。

3 評価の種類

法人の業務実績の評価は、各事業年度における業務の実績に関する評価(以下「事業年度評価」という。)及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価(以下「中期目標期間評価」という。)により実施する。

4 評価方法

(1) 評価の手法

事業年度評価及び中期目標期間評価は、それぞれ項目別評価及び全体評価により実施する。

ア 項目別評価

評価委員会は、年度計画又は中期計画に定めた最小の事項(以下「小項目」という。) ごとに法人が行った自己評価の内容を検証し、中期目標に定めた最上位の事項(以下 「大項目」という。)ごとに5段階で評価を行う。

イ 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務実績の全体について総合的 に評価を行う。

(2) 項目別評価

ア 法人による自己評価

(7) 法人は、年度計画又は中期計画の実施状況を小項目ごとに次の4段階で評価し、 当該実施状況の評価及びその理由等を記載した業務実績報告書(以下「業務実績報 告書」という。)を評価委員会に提出する。

評価区分	評 価 内 容
IV	年度計画を上回って実施している。
Ш	年度計画を順調に実施している。
I	年度計画を十分には実施していない。
I	年度計画を実施していない。

[※]中期目標期間評価においては、「年度計画」とあるのは、「中期計画」とする。

(イ) 法人は業務実績報告書に、(ア)に掲げるもののほか、大項目ごとに法人として特色ある取組や工夫などを記載する。

イ 評価委員会による法人の自己評価の検証

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書について、法人に対してヒアリング等を実施し、小項目ごとに法人が行った評価を検証する。

ウ 評価委員会による評価

(7) 評価委員会は、イの検証結果に基づき、当該年度における中期計画の実施状況又は中期目標の達成状況を大項目ごとに次の5段階で評価する。

【事業年度評価の評価区分】

評価区分	評 価 内 容
S	特筆すべき進行状況にある。(特に認める場合)
А	計画どおり進んでいる。(すべてⅢ~Ⅳ)
В	おおむね計画どおり進んでいる。(Ⅲ~Ⅳの割合が概ね9割以上)
С	やや遅れている。(Ⅲ~Ⅳの割合が概ね9割未満)
D	重大な改善事項がある。(特に認める場合)

【中期目標期間評価の評価区分】

評価区分	評 価 内 容	
S	中期目標の達成状況が非常に優れている。(特に認める場合)	
А	中期目標の達成状況が良好である。(すべてⅢ~Ⅳ)	
В	中期目標の達成状況が概ね良好である。(皿~Ⅳの割合が概ね9割以上)	
С	中期目標の達成状況が不十分である。(Ⅲ~Ⅳの割合が概ね9割未満)	
D	中期目標の達成のためには重大な改善事項がある。(特に認める場合)	

(イ) 中期目標期間評価のうち大学の教育研究等の質の向上に関する目標の評価は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第79条の規定により、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえて実施する。

(3) 全体評価

評価委員会は、(2)の項目別評価の結果を踏まえ、当該年度における中期計画の実施状況若しくは中期目標の達成状況並びに法人の業務実績の全体について、記述式により総合的に評価を行う。

5 評価結果

- (1) 評価委員会は、評価の結果を法人に通知する。
- (2) 項目別評価結果がB又はCの大項目については、法人が自主的に業務運営の改善その他の所要の措置を講ずるものとする。
- (3) 項目別評価結果がDの大項目については、評価委員会が業務運営の改善その他の勧告を行う。

6 業務実績報告書の提出時期

法人は、業務実績報告書を6月末日までに評価委員会に提出する。

7 その他

この要領は、必要に応じて改定を行う。